

扱い	テレビ・ラジオ	解禁日等は特にありません
	新聞	解禁日等は特にありません

『第4回 遠賀川河口域利用対策協議会』

～ 第3期重点的撤去区域(不法係留船約120隻の規制区域)を設定します。～

平成 25 年 1 月 18 日

国 土 交 通 省

遠 賀 川 河 川 事 務 所

遠賀川河口域における不法係留船対策につきましては、平成 23 年 2 月に、『遠賀川河口域利用対策協議会』の意見を踏まえ、国土交通省九州地方整備局と福岡県との連名による『遠賀川河口域における不法係留船対策に係る計画書』を策定しました。

この計画に基づき、平成 23 年 4 月設定の「第 1 期重点的撤去区域」に続き、平成 24 年 4 月より「第 2 期重点的撤去区域」を設定して、秩序ある河川利用に向けて対策を進めてきました。その結果、関係機関や地域住民のご協力、並びに係留船所有者の方々のご理解のもと、この 1 年間で約 100 隻の船舶が減少したことが確認されました。また、平成 25 年 2 月には行政代執行法に基づく強制撤去を予定しております。

今後は、西川の新西川橋から島津橋までの区間を『第 3 期重点的撤去区域』とし、積極的に不法係留船対策を進めていくことを検討しております。

そのため、下記のとおり、『第 4 回 遠賀川河口域利用対策協議会』を開催し、『第 3 期重点的撤去区域』の設定等に関する意見を聴取する予定です。

つきましては、報道関係の方々にも『第 4 回 遠賀川河口域利用対策協議会』にご参加いただき、不法係留船対策についてご理解いただくとともに、検討内容を広く市民の方々に周知していただきたくお知らせする次第です。

記

1. 日時 平成 25 年 1 月 23 日 (水) 14:00 ～ 16:00
2. 場所 遠賀川水辺館 2 階地域交流ホール (直方市溝堀 1-1-1)
3. 議題
 - (1)不法係留船対策に係る経緯と計画の概要について
 - (2)第 2 期重点的撤去区域の公示後の対策と不法係留船の実態調査結果について
 - (3)平成 25 年度以降の対策について
 - (4)その他

【同時発表記者クラブ】
北九州地区記者クラブ
直方地区記者クラブ
(資料持ち込み)

【この記者発表に関する問い合わせ先】

国土交通省 遠賀川河川事務所 占用調整課 課長 遠藤(内線 341)
TEL 0949-22-1830(代表) 係長 吉岡(内線 342)

～ 参 考 ～

① 遠賀川河口域利用対策協議会とは

国土交通省 河川局（現在：水管理・国土保全局）からの通達を踏まえ、行政手続きに則り設置された協議会。メンバーは、学識経験者・地元自治体代表・警察・河川管理者（国・県）で構成されている。

この協議会からの助言を受け、河川管理者が不法係留船対策に係る計画を推進することとしている。

－開催経緯－

第1回 平成22年9月16日

第2回 平成23年1月26日

第3回 平成24年2月17日

第4回 平成25年1月23日（今回）

② 遠賀川下流部利用者会議とは

上記で設けられた遠賀川河口域利用対策協議会には、地元住民や水面利用者が含まれないことから、地域の意見を聴く仕組みとして、遠賀川下流部利用者会議を設置。

－開催経緯－

第1回 平成22年11月25日

第2回 平成23年12月15日

第3回 平成24年11月29日

※なお、『遠賀川下流部利用者会議』は、以前、名称を『西川利用対策会議』として平成21年から開催し、地元住民や水面利用者らとの意見交換の場としてきました。平成22年に『遠賀川河口域利用対策協議会』が設置されたことから名称を変更しています。

－西川利用対策協議会 開催経緯－

第1回 平成21年 5月27日

第2回 平成21年 8月26日

第3回 平成21年11月13日

第4回 平成22年 3月11日

第5回 平成22年 6月23日

③ 重点的撤去区域とは

平成10年2月に、国土交通省からの通達（計画的な不法係留船対策の促進について）に示された考え方で、周辺環境の維持と治水の安全を確保するため、重点的に船舶の係留を規制（強制撤去等を含む）していく区域のことで、遠賀川河口域では5期に分かれており、順次拡大していくこととしています。

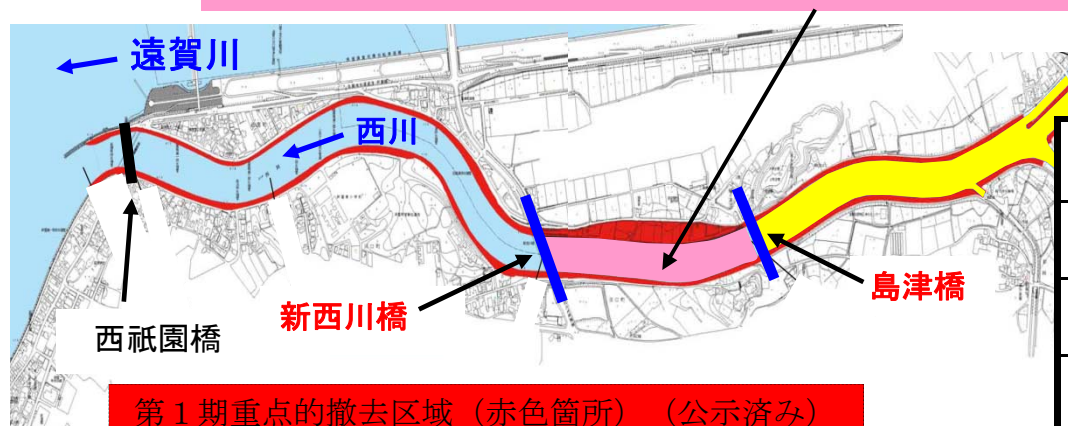
なお、河川区域に船舶を係留するには、河川法（24条・26条）の許可を得る必要があります。しかし、遠賀川河口域では、治水面・環境面から基本的に船舶係留を許可しておりません。（「遠賀川河口域利用対策協議会」において不法係留船対策に資すると認められた施設は除く）

公示を予定している

第3期重点的撤去区域について

(1) 第3期重点的撤去区域の範囲 (延長約600m 対象船舶122隻)

第3期重点的撤去区域(西川 新西川橋下流端～島津橋下流端まで) ※桃色範囲



対象船舶 (122隻) H24年9月現在

	検査済	検査切等	計
右岸	68隻	11隻	79隻
左岸	31隻	12隻	43隻
計	99隻	23隻	122隻

第1期重点的撤去区域 (赤色箇所) (公示済み)

第2期重点的撤去区域 (黄色箇所) (公示済み)

